

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

【指定医療機関など】

当院は以下の指定医療機関です。

- ・ 指定自立支援医療機関（更生医療）
- ・ 難病指定医療機関
- ・ 労災医療指定医療機関
- ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 慢性腎臓病（CKD）医療機関 一次医療機関
- ・ 第二種協定指定医療機関

【施設基準、加算について】

施設基準を満たすことで以下の加算や管理料を算定しています(2025/6 現在)。

- ① 情報通信機器を用いた診療
 - ② 外来・在宅ベースアップ評価料(1)
 - ③ 明細書発行体制等加算
 - ④ 医療情報取得加算
 - ⑤ 医療 DX 推進体制整備加算
 - ⑥ 抗菌薬適正使用体制加算
 - ⑦ 一般名処方加算
 - ⑧ 時間外対応加算 1
 - ⑨ 外来感染対策向上加算
 - ⑩ 検体検査管理加算 1
 - ⑪ 外来迅速検体検査加算
 - ⑫ 発熱患者等対応加算
 - ⑬ 地域連携診療計画加算
 - ⑭ 生活習慣病管理料 2・外来データ提出加算
 - ⑮ 慢性腎臓病透析予防指導管理料
 - ⑯ 糖尿病透析予防指導管理料
 - ⑰ 糖尿病合併症管理料
 - ⑱ 移植後患者指導管理料（臓器移植後）
 - ⑲ がん治療連携指導料
 - ⑳ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算
- 21 間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用について
- ㉑ 院内トリアージ実施料

＜各項目についての説明＞

- ① 当院はオンライン診療を行うことができる体制を整えています。
- ② 令和 6 年度の診療報酬改定により、物価や人件費の上昇に対応し、地域医療を安定的に提供するための制度が厚労省により新設されました。これに基づき、当院では「外来・在宅ベースアップ加算 1」を算定しています。制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。
- ③ 当院では医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。明細書には使用した薬剤や行われた検査の名称が記載されます。発行を希望されない方はお申し出ください。
- ④ 当院ではオンライン資格確認システムを導入し、診療情報や薬剤情報を適切に取得・活用しています。これにより、患者さん一人ひとりの診療履歴を把握し、質の高い医療サービスを提供できる体制を整えています。この加算は、患者さんの情報を適切に管理し、より安全で効果的な治療を行うための取り組みの一環です。
- ⑤ 当院では電子カルテやオンライン資格確認システムを導入して医療のデジタル化を図ることで、診療の効率化と質の向上に努めています。この加算は、こうした医療情報のデジタル化と共有を進める取り組みに対して付与されています（将来的に電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの導入も予定しています）。
- ⑥ 抗菌薬適正使用体制加算は、2024 年度の診療報酬改定で新設された加算で、抗菌薬の適正使用を推進することを目的としています。感染対策向上加算を算定している医療機関が対象で、抗菌薬の使用状況を把握・評価し、チームで適正な管理や指導を行っている体制が求められます。さらに、厚生労働省が指定する様式に従って、体制の整備状況や抗菌薬使用の実績を定期的にオンラインで報告し、その内容が適正と認められて初めて、この加算を算定することができます。
- ⑦ 当院では薬を処方する際に、原則的に一般名を使用しています。これにより、患者さんは同じ成分の薬の中から、より経済的で効果的なものを選ぶことができます。また、一般名処方薬は薬の供給が安定しやすくなり、安全で継続的な診療が可能になります。この加算は、こうした一般名処方の取り組みを評価するもので、患者さんにとって分かりやすく安心できる薬物療法の提供を目指しています。
- ⑧ 当院では通常の診療時間外に、かりつけの患者さんからの急な連絡や相談に 24 時間対応できる体制を整えています。この加算は、緊急時に対応可能であることを、質の高い医療サービスとして評価するものです。
- ⑨ 当院では外来診療において感染予防対策を徹底し、患者さんとスタッフの安全を守るための体制を強化しています。定期的な消毒、換気の徹底、定期的な感染防止研修の実施、感染症が疑われる患者さんと一般の患者さんと動線を分ける、などの対策を行っています。この加算は、これらの取り組みを評価するもので、安心して診療を受けていただ

る環境を提供するためのものです。

- ⑩ 当院では院内で検体検査が可能であり、その検査の質を高めるために、検査機器の管理や検査技術の向上、外部精度管理事業への参加、スタッフの定期的な教育・研修を行っています。この加算は、これらの取り組みを評価するものであり、正確で信頼性の高い検査結果を提供することを目的としています。
- ⑪ 当院では診療中に迅速な検体検査を行い、当日中に結果をお伝えできる体制を整えています。これにより、診断や治療方針の決定を速やかに行うことができ、患者さんの通院回数が少なくて済みます。この加算は、こうした迅速な検体検査の実施体制を評価するもので、質の高い医療サービスの提供に寄与しています
- ⑫ 当院では発熱などの感染症が疑われる患者さんへの対応を強化しています。専用の待合室や診察室を設け、他の患者さんへの感染リスクを最小限に抑える体制を整えています。また、徹底した消毒などの環境整備も行っています。この加算は、こうした感染対策を評価するもので、皆様に安心して受診していただくための取り組みです。発熱や感染症が疑われる患者さんに対し、算定しています。
- ⑬ 令和 6 年度の診療報酬改定により、国の方針として、急性期病院と診療所などが連携し、計画的な外来診療を行う取り組みが評価されることとなりました。この方針に基づき、当院では「地域連携診療計画加算」を算定しています。これは、急性期の治療を終えた患者さんに対して、連携医療機関と情報を共有しながら、計画に基づいた継続的な診療を行うための加算です。
- ⑭ 当院では生活習慣病（高血圧、糖尿病、脂質異常症など）の患者さんに対し、きめ細やかな管理と指導を行うことを目指しています。生活習慣病管理料 2 は、症状の安定化と改善を目指し、患者さん一人ひとりの健康状態に合わせた診療計画を作成し、多職種で共同してサポートを行うことに対して算定される管理料です。また外来データ提出加算は、外来診療のデータを匿名化して国に提出することにより、医療の質の向上や医療政策の基礎資料として活用されることを目的としたものです。当院では厚生労働省の定める様式に従い、定期的に診療情報を提出しており、生活習慣病管理料 2 に当該加算が加えられます。
- ⑮ 当院では、慢性腎臓病（CKD）の進行を遅らせ、透析を予防するための指導と管理厳密に行っています。多職種で共同し、食事療法、運動療法、薬物療法の指導、定期的な血液検査などを行います。患者さん一人ひとりの状態に合わせた個別のプランを作成し、継続的なフォローアップを行います。この加算は、こうした取り組みを評価するもので、患者さんの健康寿命を向上させることを目的としています。
- ⑯ 上に同じく糖尿病性腎症の進行を遅らせ、透析を予防するための指導と管理厳密に行っています。この加算は、こうした取り組みを評価するもので、患者さんの健康寿命を向上させることを目的としています。

- ⑰ 糖尿病合併症管理料は、糖尿病の患者さんが糖尿病性足病変の管理を適切に行えるように、医師や所定の研修を終えた専任の看護師が指導を行った場合、月 1 回に限り算定できる診療報酬です。具体的には、足の状態の観察、セルフケア方法の指導、靴の選び方などを、患者さんの状態に合わせて指導します。
- ⑱ 移植後患者指導管理料とは、腎臓や肝臓、心臓などの臓器移植を受けた患者さんに対して、外来で専門的な診療や生活指導を継続的に行う場合に算定される診療報酬です。移植後の患者さんは、拒絶反応や感染症のリスクが高いため、免疫抑制薬の管理や合併症のチェックなど、通常の診療よりも丁寧なフォローアップが求められます。そのため、移植医療に精通した医師が中心となり、チームで診療や指導を行っている医療機関では、対象患者さんに対しこの管理料を月 1 回に限り算定いたします。これは、移植後の患者さんが安心して継続的な医療を受けられるよう支援するための仕組みです。
- ⑲ がん治療連携指導料は、がん診療連携拠点病院などと連携してがん治療を行う医療機関が、地域連携診療計画に基づいて診療を行い、その経過を、計画を立てた病院に文書で報告した場合に算定できる診療報酬です。患者ごとの治療計画に沿った診療を行い、月 1 回に限り算定されます。
- ⑳ 当院では、CPAP 治療を受けている患者さんに対して、クラウドを用いた遠隔モニタリングを実施しています。これは、国の方針に基づき、機器の使用状況を医師が確認し、治療をより安全に継続するための制度です。そのため、対象の患者さんには、当該の加算がなされます。※遠隔での確認も行っていますが、基本的には通院での治療を推奨しています。
- 21 間歇スキャン式持続血糖測定器は腕にセンサーを装着し、リーダーまたはスマートフォンをかざすことで、簡単に血糖値を測定できるものです。インスリンを使用していない方は保険適用外になりますが、以下に掲げる測定器とセンサーの費用をご負担いただくことで使用することが可能な体制をとっています。
- ・フリースタイルリブレ 2（センサー）8000 円
- ㉑ 院内トリアージ実施料は、救急外来などで複数の患者さんが同時に来院された際に、重症度や緊急性に応じて診療の優先順位を判断する「トリアージ」を実施した場合に算定される診療報酬です。患者さんの状態を的確に評価し、適切な順序で診療を行うことで、安全で効率的な診療体制を整えることを目的としています。次項に当院の実施基準を示します。

てらさか内科・外科クリニック 院内トリアージ実施基準

【はじめに】

当院では、受診されたすべての患者様に対し、安全かつ適切な医療を提供するために「院内トリアージ（緊急度判定）」を実施しています。これは、重症な方を見逃さず、より早く対応するための体制です。そのため、症状に応じて診察の順番が前後することがありますが、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、厚生労働省の定めにより、トリアージを実施した場合には「院内トリアージ実施料（300点）」が加算されることがございます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【目的】

来院時の状態から緊急性・重症度を判断し、診療の優先順位を適切に決定することで、迅速な対応と医療安全を確保する。

【対象】 当院を受診されるすべての患者様

【実施場所】

受付または診察前待機エリア（必要に応じて処置室または診察室で対応）

【実施者】

- ・医師または看護師が行う
- ・医療事務は初期問診を補助し、適切に連携

【5. トリアージ方法（JTAS 準拠）】

以下の日本版トリアージ・アキュイティ・スケール（JTAS）に基づき、以下の5段階で評価を行い、診療の優先度を決定します。

緊急度			
蘇生(Blue)	直ちに診療、治療が必要	心停止、けいれん継続、重症外傷、高度の意識障害、重篤な呼吸障害 等	ケアの継続
緊急(Red)	10分以内に診察が必要	心原性胸痛、重篤な体温以上、激しい頭痛・腹痛、中等度の意識障害、抑うつ、自殺行為 等	15分毎の再評価
準緊急(Yellow)	30分以内に診察が必要	症状のない高血圧、痙攣後（意識回復したもの）、変形のある四肢外傷、中等度の頭痛・腹痛、活動期分娩 等	30分毎の再評価
低緊急(Green)	1時間以内に診察が必要	尿路感染症、縫合を要する創傷（止血あり）、不穏状態 等	1時間毎の再評価
非緊急(White)	2時間以内に診察が必要	軽度のアレルギー反応、縫合を要さない外傷、処方、検査希望 等	2時間毎の再評価

制定日：2025年5月28日

てらさか内科・外科クリニック



院長：寺坂 壮史